



# みやぎ県民センター ニュースレター

2019年の台風で大きな被害が出た丸森町の復旧・復興事業が遅れています（写真：東北地方整備局）

74号

2021年10月30日

発行：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305 TEL022-399-6907 fax022-399-6925  
http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com/ E-mail: miyagi.kenmincenter@gmail.com

## この号の主な内容

- 1～4ページ のしかかる「災害援護資金」の返済
- 5～6ページ 丸森町台風被害 遅れるインフラ復旧
- 7ページ 災害対策全国交流会ご案内

## コロナ禍で減収 このままでいいのか？ のしかかる「災害援護資金」の返済

今年8月、神戸市が阪神・淡路大震災の際、被災者に国と自治体が貸し付けた「災害援護資金」について、未返済分の全709件（利息を含め11.5億円）の返済を免除することが報じられました。東北ではほとんど報道されませんでした。阪神・淡路大震災から26年、被災地が長年苦しんできた返済の問題に、神戸市ではようやく一区切りがつかしました。

「災害援護資金」返済問題、宮城ではどのような状況でしょう。

### 被災3県42市町で約33億円の滞納

阪神・淡路大震災が発災したとき、現行の「被災者生活再建支援法」はまだ制定されておらず、被災者の住宅再建には、この災害援護資金貸付以外、公的な支援制度はありませんでしたので、この制度を多くの被災者が頼りました。最高350万円の援護資金は、当時兵庫県で約5万6千件、約1309億円が貸し付けられました。2000年から返済が始まりましたが、生活再建の遅れから返済できない人が続出しました。当初認められていなかった「少額返済」が実現しましたが、それでも「完済まで147年かかる」例にみられるように被災者の生活再建の足かせにもなっていました。

東日本大震災でも災害援護資金は9都県で約9万9700件、約524億円が貸し付けられました。このうち宮城県分が75%を占め、2万4千件・約409億円が貸し付けられました。宮城県では仙台市1万5137件・約234億円と石巻市3千062件・約64億円が突出しています。東日本大震災特例で6年間は編成が猶予され、その後最長7年以内に分割（年賦又は半年賦）で返済する決まりです。

しかし、阪神・淡路の例のように返済に苦しむ被災者が続出するのではないかと震災直後から懸念されていました。実際、河北新報（21年2.27）よれば、現在「4割」が滞納状態にあり、滞納総額は約33億円にのぼるといいます（3県42市町）。仙台市を例に災害援護資金の今を考えてみましょう。

### 災害援護資金

災害弔意金法に基づき、全半壊世帯などに最大350万円を貸す制度。国が3分の2、残りは都道府県または政令市が負担し、市町村が貸付事務と回収を担う。阪神・淡路大震災での返済期限は10年だったが、国は2006年から償還期限の延長を続けてきた。19年の法改正では保証人に加えて、住民税などを除く年間所得が150万円未満、預貯金20万円以下などの要件を満たす借主も返済免除の対象となった。

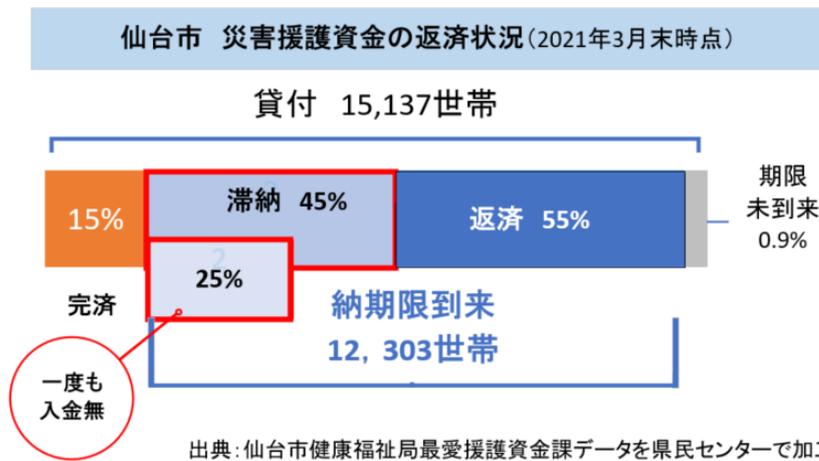
東日本大震災では特例として、貸付利率が年1.5%（保証人を立てる場合無利子）、償還期限が13年とされた。

## 遠のく生活再建

### 仙台市 45%が滞納 25%は一度も入金なし

仙台市での貸付は発災直後の 2011 年 6 月から始まり、県内では角田、七ヶ宿、川崎を除く 32 市町で利用されました。借入金償還は東日本大震災特例で 6 年間据置期間があったため、被災者の返済は 17 年から始まりました。返済期限は早い人だと 2024 年まで半年か 1 年ごとに分割して返済が必要です。宮城県の平均貸付額は 171 万円でしたから、半年ごと返済だと 12 万円、1 年ごと返済だと 24 万円もの返済金額になります。

では実際の返済状況を下図で見てください。



今年 3 月末時点で返済納期限が到来した世帯数は約 1 万 2 千世帯中 45%にあたる 5,545 世帯は期限まで納入できませんでした。またそのうち一度も入金がない世帯は同 25%、3,012 世帯でした。このように返済が滞るのは、この災害援護資金貸付制度が災害で世帯主が重傷を負った世帯、又は住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、「一定の所得に満たない世帯」を対象とした、保証人なしも可の制度であることです。資力が十分でない被災者や高齢者が主に借り入れたものの、高齢化による収入減や、「何年かすれば収入も回復する、ずっと働けると思っていた人が、その通りにはいかない例が多い」と仙台市担当者が語っています(朝日新聞 20 年 3.6)。そのほか「失職や転職による収入減少」、「本人や家族の体調悪化」、「新型コロナの感染拡大による収入減」により、援護資金の返済にまで回せない事例が新聞各紙で報道されています。

計画どおりに返済が難しい場合、「支払猶予・少額返済」とも可能で、仙台市の場合には 2,508 世帯が適用を受けていますが、それでも返済が滞るケースが少なくないと言います。「(被災 3 県アンケートで) 約 3 千世帯の少額償還のうち、半数近い 1,400 世帯が滞納」(河北新報 21 年 2.27) しているという報告もあります。返済を一時的に猶予されたり、返済額を少額にしたりしても支払が難しい被災者が少なくないことがこれらの実態からわかります。

#### 返済に苦しむ被災者

●災害公営住宅に住む 70 歳代夫婦。地震で壊れた家財を買おうと 120 万円借入。40 万円余りは返済したが家計が厳しく支払猶予の手続きをとった。二人の年金月額計は 11 万円。夫は糖尿病が悪化し、医療費が毎月 1 万円以上かかる。家賃は 3 万 5 千円。エアコンはなく、食事のおかずも減らした。子供からは「亡くなくても借金は残さないで」と言われたが返済のめどは立たない。

●自営業だった 70 歳の男性は商売の客が震災で途絶えた。急死した妻の葬儀代にと 150 万円を借りたが、やはり猶予を求めた。ハローワークで職を探しているが、年齢が壁になって見つからない。

(朝日新聞 20 年 3.6)

●7 年後まで続く月額 2 万 1 千円の返済

津波で自宅が浸水した。だめになった家具や家電の費用に充てようと、12 年 2 月 170 万円を借りた。…(しかし) 夫の勤め先は経営者が津波で亡くなり廃業。妻は病気になった。残っていた住宅ローンが払えなくなり、1 年前に自己破産で家を手放した。援護資金は償還がはじまっておらず、免除される手続きをし忘れた。最初の納付期限は過ぎたが払い込みは今もできていない。

(朝日新聞 18 年 3.3)

## 滞納の多さは想定されていた

### 一人ひとりをフォローする支援を

主な市町の援護資金貸付状況

	貸付件数	貸付額 (万円)
仙台市	15,137	2,335,771
石巻市	3,062	642,232
気仙沼市	941	218,001
東松島市	591	120,235
名取市	623	120,959
多賀城市	607	96,387
塩釜市	649	93,618
大崎市	533	83,220
亘理町	290	71,430
山元町	203	50,712
登米市	281	43,004
南三陸町	143	39,922
女川町	108	31,885
岩沼市	139	25,518
美里町	144	23,624
宮城県計	24,003	4,093,008

2021年7月31日現在

#### 政府は据置期間中に阪神淡路の教訓を生かした法改正をすべきだった

では災害援護資金をめぐって現段階で明確になっている事はなんでしょうか。神戸市のように、災害援護資金問題は長期の問題になる事は必至です。

しかし、こうした事態は想定されていました。「貸付には所得の上限があり、もともと余裕のない人が借りていた。滞納が多いことは想定されていた（県震災援護室：当時）」（朝日新聞 19年2.4）のです。また阪神・淡路大震災時の経験も行政は十二分に承知していました。また、2011年の発災から据置期間が6年あったにも関わらず、阪神・淡路大震災の教訓を反映した法改正は行われず、被災者の返済条件が改善されずに17年から償還期間に入ってしまった。

県市長会は少額返済や返済免除の要件拡大、自治体の債権回収経費の助成等を政府に求めましたが、政府は必ず発生するであろう延滞問題を据置期間内に解決すべきでした。また被災自治体も同様に政府や県により強く求めるべきでしたし、宮城県は延滞問題に主体的に関わる必要がありました。

#### 災害ケースマネジメントに位置づけ、中途半端にやめるべきではなかった

仙台市は2014年春から「被災者生活再建推進プログラム（＝災害ケースマネジメント）」に基づく支援を行い、それはその後全国で発生した災害の際の被災者支援のモデルとして発展させられました。仙台市の災害ケースマネジメントは仮設住宅入居者に焦点をあてたものの、在宅被災者まで視野に入れたものではなく、中途半端なものになってしまいました。また、災害援護資金を借り入れた被災者は1万5千人を超えていたのですから、それらの被災者の生活相談のり、支援につなげていく活動も行うべきでした。仙台市は災害援護資金を滞納した世帯をフォローすべき「被災者生活再建支援室」19年3月末で廃止したことは、滞納問題の解決を難しくする要因となってしまいました。自治体は滞納を単純な滞納金回収業務とするのではなく、災害ケースマネジメントに位置付けて支援を行うべきです。

#### 貸付ではなく、「給付支援」の拡充を 災害法制の抜本改革を

現行法制度で例えば住宅再建の支援金は最大200万円です。これでは十分な額ではないことはこの間の災害のなかで繰り返し指摘されてきました。関西学院大災害復興制度研究所は「被災者総合支援法」法案を提言しています。そのなかで、住宅再建は最大600万円、応急修理は同100万円支給を提言しています。このように一定の条件を満たせば給付される支援金制度の拡充することにより援護資金の返済問題は大きく改善できます。災害法制の抜本改革が必要でした。

## 求められる被災者総合支援法（制度）の確立

災害援護資金貸付問題は以上のような問題や課題を抱えており、被災者の生活再建の「足かせ」にさえなっています。

では、どう現状の問題を解決すべきでしょうか。

仙台市は、国への要望として、借入れた被災者の生活状況に合わせて返済ができるように、償還期間の延長を求めています。つまり現行の13年（6年の据置期間含む）の延長を求めています。また自治体が災害援護資金貸付に関して定めた法律に基づき償還を免除した場合、国もその判断を尊重することも合わせて求めています。阪神・淡路大震災以降、この要望は十分に実現していません。国はこの要望を実現すること、そのため宮城県は県内自治体と力を合わせて、国に対して実現を求める取り組みの先頭にたって進めるべきです。宮城県は、最も震災被害が大きく、災害援護資金借入者が最も多い県なのですから。

仙台弁護士会は、今年2月に災害援護資金に関する法律改正を求める要望書を内閣府に提出しています。そのなかで仙台市の要望同様、13年の償還期間の延長を求め、困窮者の償還免除、借主が死亡した際、相続放棄手続きを経ることのない償還免除を求めています。

震災から10年。東日本大震災で露呈した現行災害法制の不備の一つが災害援護資金貸付制度です。この制度は「災害弔意金法」に定められているものですが、同法と被災者生活再建支援法、災害救助法などを統合し、被災者総合支援法として一本化することが合わせて求められます。

### 仙台 住民の会 市営住宅管理課と交渉



10月26日 仙台市役所

仙台市の復興公営住宅入居者でつくられた「住みよい復興公営住宅を考える会（川名清会長）」は、10月26日、仙台市市営住宅管理課と交渉の場を持ちました。

この日の交渉は、今年1月に提出した「要望書」のその後の市側の検

討状況を報告してもらうことを中心に行われました。仙台市は、現在運用している家賃減免制度の見直しを、復興公営住宅管理開始より11年になる2023年度から一般市営住宅の家賃減免制度に移行して適用すると表明していますが、その具体的内容はまだ検討中で、結論が出ていないことが明らかにされました。仙台市の復興公営住宅入居者で家賃が減免されている世帯は1644世帯（全入居者の62.1%：21年6月末時点）で、これらの世帯が11年後からの家賃がどのようになるのか、心配する声が多くあり、住民の会は早く入居者に説明できるよう、検討を急ぐよう求めました。

県民センターは収入超過者問題も含めた「震災から10年災害公営住宅の基本問題とその解決方法（第一版）」を発表し、現状の解決策を提案しています。



下記 URL からご覧になれます。

<http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com/pdf/index/saigaikouei%20kaiketusaku.pdf>

## 丸森町台風被害 遅れるインフラ復旧 「復興推進委員会」を復興の推進力に

2019年10月11日の「令和元年東日本台風」では宮城県でも大きな被害が発生しました。死者行方不明者21人、全壊302棟、半壊2,997棟の被害でその中でも丸森町と大郷町の被害が大きく、両町とも被災から2年を経過しましたが、まだ復旧の途上にあります。10月19日、丸森町の町民で組織される復興推進会議が開催され、復旧・復興の現状が町より報告されました。2年間の丸森町の復旧・復興状況をみていきましょう

### 進む人口減少

丸森町の今年9月1日現在の人口は12,069人でした（宮城県推計人口）。被災前の同日人口は12,849人でしたから780人減少しています。約7%減少したことになります。住宅被害が大きかった丸森町中心部の丸森地区や、金山地区ではそれぞれ約8%減少しています。一方、住宅被害が少なく、角田市に隣接する館矢間地区は、人口は若干減少していますが、世帯数は2.5%増加しており、減少地区からの住宅移転の受け皿になっているとみられます。

このように人口減少も地区ごとに状況が異なりますが、町は、昨年、丸森町が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂にあたり、第5次丸森町総合計画（2015年制定）で想定した「2024年度の人口13,000人想定」を、被災後一定の人口減少が避けられないにも関わらず修正しませんでした。しかし、すでに21年度9月度の人口は24年度想定を1,000人近く下回っています。24年度まであと3年ありますから、現在の人口減少傾向がそのまま継続すれば、町の人口想定は大きく狂い、復旧・復興計画に大きな影響を与えることになりかねません。残念ながら復興推進会議にはこうした人口動態についての分析が報告されませんでした。

### 復旧・復興事業執行の“目詰まり” 異常な復旧事業の低執行率

丸森町の2020年度の復旧・復興事業の執行はなかなかスピードが上がりませんでした。下表は町の報告から2020年度の事業執行状況をまとめたものですが、全体の執行率（予算を実際に使った割合）は51%にとどまります。見込んでいた事業の半分しか予算を使わなかったということです。

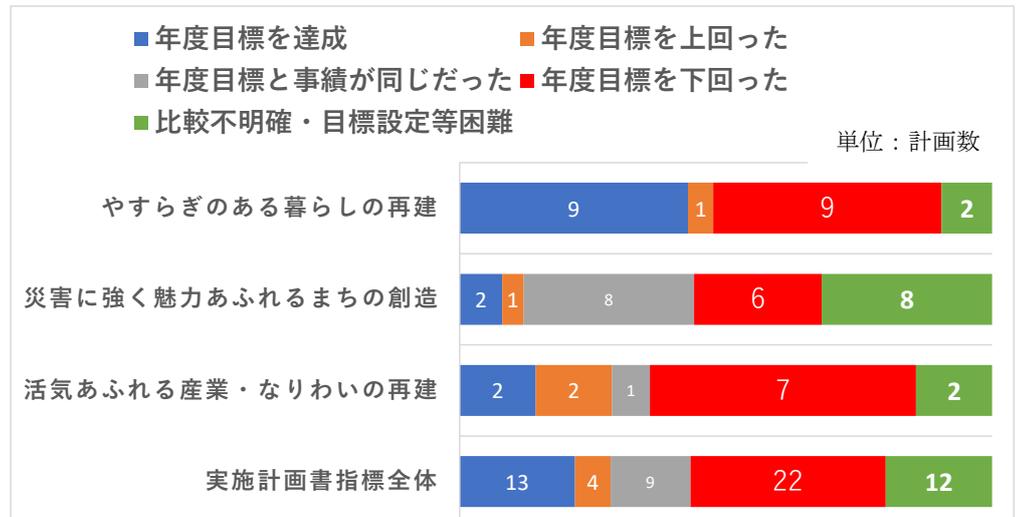
復旧・復興 実施計画事業執行状況	2020年度事業費			24年度までの事業費見込額	
	見込額	実績額	執行率	20年度の執行率	20年度の執行率
金額は百万以下切捨て	百万円				
1 安らぎのある暮らしの再建	3,298	6,711	203%	9,428	71%
2 災害に強く魅力あふれるまちの創造	3,996	1,285	32%	12,228	11%
3 活気あふれる産業・なりわいの再建	11,845	1,783	15%	17,712	10%
合計	19,139	9,779	51%	39,368	25%

そして、3つの事業単位で執行率に極端な差があり、「3 活気あふれる産業・なりわいの再建」事業の執行率は15%でしかありません。

表をさらに見ると、事業執行が 32%となっているのが「災害に強く魅力あふれるまちの創造」事業ですが、その中の「道路・橋梁等の復旧・機能強化」事業では、35 億円の事業執行を見込んだにもかかわらず 2.7 億円（執行率 8%）にとどまったことが、執行率が低かった最大の要因です。また、「活気あふれる産業・なりわいの再建」事業で、その中の「魅力ある農業の再興」事業は 103 億円の見込みに対して 12 億円（執行率 12%）という状況です。

このように、2020 年度の復旧・復興事業の執行は目詰まり状態で、異常な執行状況と言わざるを得ない状況です。3つの事業分野と計画全体の執行状況をまとめたのが下図です。

2020 年度の復旧・復興計画の目標達成状況



上図の赤棒グラフが年度目標を下回った計画指標数で、同様に緑棒グラフが目標と実績の比較が不明確又は、目標等の設定が困難な計画数です。3つの事業単位で 60 の計画指標を設定されたのですが、計画を見込み通り、あるいは以上に達成できたものは 26 しかなく、半分以上の計画は見込み通りに進められなかったことが分かります。

町はこのように計画が見込み通りに進められなかった原因を明確にできていません。インフラ復旧が進まなかった原因を「コロナの影響から他県から測量等の技術者を受け入れることが難しかった」と報告していますが、昨年 9 月末時点で、国や県のインフラ復旧事業はほとんどの計画事業は着工済みでした。しかし、町の事業はほとんど着工もできていなかったのです。国や県は着工できてなぜ町は着工できなかったのか？コロナの影響は国も県も同じです。事業執行がなぜ遅れたのか、町はきちんと総括して町民に報告すべきです。

台風被害からの復旧・復興を進めるため、丸森町は「復興推進委員会」を町民中心に組織しています。この委員会は事業の進捗状況と問題やその解決策を町民と考え合える場でもあり、復興の推進力にすることができる重要な組織です。しかし、昨年復興計画ができてから今年に入って 1 回しか開催されていません。町は委員会開催の頻度を増やし、復旧・復興に町民の意見を反映させ、復興の推進力にする必要があるのではないのでしょうか。

11月  
7日

全国災対連主催（完全オンライン）  
災害対策全国交流集会にご参加を

～東日本大震災・東電福島原発事故から10年～

被災者本位の復旧・復興めざして

災害対策  
全国交流集会 2021  
オンライン開催

宮城県女川町

今年は新型コロナ対策として、完全ONLINE開催とします。

東日本大震災・東電福島原発事故から10年となるもとの、被災10年を振り返る取り組みが各地おこなわれています。まとめられた活動経験を交流し、被災者の現状・課題を共有、支援策を教訓化する集会をめざします。また、東日本大震災をはじめ、豪雨・暴風・豪雪災害等も含めた被災地の復興状況や被災者がかかえる問題をあらためて検証、共有し、政府による被災者切り捨てや原発事故の損害賠償打ち切りなどを許さず、公的責任による被災者本位の復旧・復興の課題と、それら防災・減災対策にどうかすかを考え、交流し、学ぶ集会をめざします。

講演



震災復興10年を振り返って（仮題）  
津久井 進 弁護士

（現地報告／質疑・討論）

日時 11月7日（日）13:00開会～16:20閉会

ONLINE 事前登録制 500名

■ ZOOM参加登録フォーム  
右のQRコード もしくは <https://onl.tw/TXFttaV> で

参加費無料



主催 災害対策全国交流集会 2021

＜実行委員会の構成・連絡先＞

- 全国災対連    ○復興岩手県民会議    ○みやぎ県民センター
- 宮城災対連    ○ふくしま復興共同センター

＜連絡先＞ 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620  
<http://www.zenkoku-saitairen.jp/> Email: [saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp](mailto:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp)

【参加申し込み方法】

右上QRコード読み取りか、下記URLから、Zoom参加登録フォームに必要事項を記入してお申込みください。

<https://bit.ly/2WPNj21>